

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十一日条例第八十五号

改正	平成二六年一〇月二一日条例第五〇号	平成二六年一二月二五日条例第五七号
	平成二七年 七月一〇日条例第四五号	平成二七年一〇月三〇日条例第五八号
	平成二七年一二月二五日条例第七〇号	平成二八年 六月二八日条例第三九号
	平成二九年 七月二一日条例第二八号	平成三〇年 三月二三日条例第一四号
	平成三一年 三月一五日条例第八号	令和 元年一二月二七日条例第二五号
	令和 三年 三月 九日条例第六号	令和 三年 三月 九日条例第九号
	令和 三年 七月二〇日条例第二四号	令和 四年 三月二五日条例第一〇号
	令和 五年 三月一七日条例第六号	令和 五年 七月二一日条例第二八号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章	総則（第一条—第二十一条）
第二章	助産施設（第二十二条—第二十五条）
第三章	乳児院（第二十六条—第三十五条）
第四章	母子生活支援施設（第三十六条—第四十四条）
第五章	保育所（第四十五条—第五十二条）
第六章	児童厚生施設（第五十三条—第五十六条）
第七章	児童養護施設（第五十七条—第六十六条）
第八章	福祉型障害児入所施設（第六十七条—第七十五条）
第九章	医療型障害児入所施設（第七十六条—第八十条）
第十章	福祉型児童発達支援センター（第八十一条—第八十六条）
第十一章	医療型児童発達支援センター（第八十七条—第九十条）
第十二章	児童心理治療施設（第九十一条—第九十八条）
第十三章	児童自立支援施設（第九十九条—第一百九条）
第十四章	児童家庭支援センター（第一百条—第一百十二条）
第十五章	雑則（第一百三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）の例による。

（最低基準の目的）

第三条 最低基準は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第四条 知事は、千葉県社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第五条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第六条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し

て、その運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第七条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第十三条及び第十四条第二項において同じ。）においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

一部改正〔令和三年条例九号・五年六号〕

(非常災害対策)

第七条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

追加〔令和三年条例九号〕

(安全計画の策定等)

第七条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

追加〔令和五年条例六号〕

(自動車を行う場合の所在の確認)

第七条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

追加〔令和五年条例六号〕

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第八条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第九条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

一部改正〔令和五年条例六号〕

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第十一条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十三条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

全部改正〔令和五年条例六号〕

第十三条の二 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和三年条例九号〕、一部改正〔令和五年条例六号〕

(衛生管理等)

第十四条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討

する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

5 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、これらの管理を適正に行わなければならない。

一部改正〔令和三年条例九号・五年六号〕

（食事）

第十五条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第十条の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好（し）好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第十六条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

一部改正〔平成二六年条例五〇号〕

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第十七条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設設備運営基準第十二条の二各号列記以外の部分の規定によりこども家庭庁長官が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次の各号に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

一部改正〔平成二九年条例二八号・令和五年二八号〕

（児童福祉施設内部の規程）

第十八条 児童福祉施設（保育所を除く。）においては、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
  - 二 その他施設の管理についての重要事項
- 2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 一 施設の目的及び運営の方針
  - 二 提供する保育の内容
  - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
  - 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
  - 七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
  - 八 緊急時等における対応方法
  - 九 非常災害対策
  - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十一 保育所の運営に関する重要事項

一部改正〔平成二六年条例五〇号〕

（児童福祉施設に備える帳簿）

第十九条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第二十条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十一条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供に係る都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

一部改正〔平成二六年条例五〇号・二九年二八号〕

第二章 ～ 第四章 （略）

第五章 保育所

(設備の基準)

第四十五条 保育所の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該保育所の付近にある当該保育所の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。
  - イ 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。
  - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	一 屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項に規定する構造の屋内階段である場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じており、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号に規定する構造であるものに限る。） 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段
三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項に規定する構造の屋内階段である場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じており、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号に規定する構造であるものに限る。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段

四階以上	常用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段である場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じており、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号に規定する構造であるものに限る。) 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 三 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

(イ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式であるものが設けられていること。

(ロ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等の内装及び備品で可燃性であるものについて防火処理が施されていること。

一部改正〔平成二六年条例五〇号・二八年三九号・令和元年二五号〕

(保育所の設備の基準の特例)

第四十六条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理して搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第四十七条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一以上とする。ただし、一の保育所につき二を下ることはできない。

一部改正〔平成二六年条例五〇号・二七年七〇号・三〇年一四号〕

(保育時間等)

第四十八条 保育所における保育時間は一日につき八時間を、開所時間は一日につき十一時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第四十九条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、児童福祉施設設備運営基準第三十五条の規定により内閣総理大臣が定める指針に従うものとする。

一部改正〔令和五年条例二八号〕

(保護者との連絡)

第五十条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第五十一条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

全部改正〔平成二六年条例五〇号〕

第五十二条 削除

〔平成二六年条例五〇号〕

## 第六章 ～第十四章 (略)

## 第十五章 雑則

追加〔令和三年条例二四号〕

(電磁的記録)

第一百十三条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

追加〔令和三年条例二四号〕

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十三年九月一日前から乳児院又は児童養護施設の長である者については、第三十条第一項又は第五十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による当該施設の長となる資格を有する者とみなす。

第三条 この条例の施行の際現に存する保育所(建築中のものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に係る乳児室における第四十五条第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「三・三平方メートル」とあるのは、「一・六五平方メートル」とする。

第四条 第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務す



る保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「保健師等」という。）を、一に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

一部改正〔平成二六年条例五〇号・二七年五八号・令和五年六号〕

第五条 平成二十三年六月十七日前から児童養護施設に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第五十八条第二項の規定にかかわらず、当該児童養護施設における家庭支援専門相談員となることができる。

第六条 平成二十四年四月一日前から存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第三十五条第三項又は第四項の規定により新法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）に係る第六十七条第七号の規定の適用については、当分の間、同号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は一人につき三・三平方メートル以上とする」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」とする。

第七条 平成二十四年四月一日前から存する旧法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により新法第三十五条第三項又は第四項の規定により新法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第六十七条第七号から第九号までの規定は、適用しない。

第八条 平成二十四年四月一日前から存する旧法第四十三条に規定する知的障害児通園施設であって、整備法附則第三十四条第二項の規定により新法第三十五条第三項又は第四項の規定により新法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに係る第八十二条第二項の規定の適用については、同項中「通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上」とあるのは、「通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」とする。

第九条 平成二十四年四月一日前から存する旧法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であって、整備法附則第三十四条第二項の規定により新法第三十五条第三項又は第四項の規定により新法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに係る第八十二条第六項の規定の適用については、同項本文中「言語聴覚士」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書中「言語聴覚士の数は、四」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二」とする。

（保育所の職員配置に係る特例）

第十条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第四十七条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

追加〔平成二八年条例三九号〕

第十一条 前条の事情に鑑み、当分の間、第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

追加〔平成二八年条例三九号〕、一部改正〔平成三一年条例八号〕

第十二条 附則第十条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、

開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

追加〔平成二八年条例三九号〕

第十三条 前二条の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第四条又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第四十七条第二項の規定により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

追加〔平成二八年条例三九号〕

（規則への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

一部改正〔平成二六年条例五〇号・二八年三九号〕

附 則（平成二十六年十月二十一日条例第五十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、附則第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項の認定を受けた保育所の保育士の数については、改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して五年間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十六年十二月二十五日条例第五十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月十日条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年十月三十日条例第五十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日条例第七十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年六月二十八日条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年七月二十一日条例第二十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第九十二条第四項に規定する情緒障害児短期治療施設において児童の指導に従事した者については、改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新条例」という。）第九十二条第四項に規定する児童心理治療施設において児童の指導に従事した者とみなす。

- 3 この条例の施行前に旧条例第九十三条第一項第三号に規定する情緒障害児短期治療施設の職員として勤務した者については、新条例第九十三条第一項第三号に規定する児童心理治療施設の職員として勤務した者とみなす。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第十四号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。  
附 則（平成三十一年三月十五日条例第八号）  
この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。  
附 則（令和元年十二月二十七日条例第二十五号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年三月九日条例第六号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年三月九日条例第九号抄）  
（施行期日）
- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。（後略）  
（経過措置）
- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第十三条の二、新指定通所支援基準条例第三十九条の二（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新指定入所施設基準条例第三十六条の二（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第四百九条、第四百九条の四、第五百九条、第五百九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二の規定の適用については、新設備運営基準条例第十三条の二第一項、新指定通所支援基準条例第三十九条の二第一項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第一項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第一項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第一項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第一項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第一項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第一項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第十三条の二第二項、新指定通所支援基準条例第三十九条の二第二項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第二項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第二項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第二項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第二項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第二項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第二項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第十三条の二第三項、新指定通所支援基準条例第三十九条の二第三項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第三項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第三項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第三項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第三項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第三項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第三項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新設備運営基準条例第十四条第三項、新指定通所支援基準条例第四十二条第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十九条第二項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十五条第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第二百三条、第九十四条の十二並びに第九十四条の二十において準用する場合を含む。）、

第七十三条第二項及び第九十二条第二項（新指定障害福祉サービス基準条例第九十五条の五、第一百十條、第一百十條の四、第一百四十九條、第一百四十九條の四、第一百五十九條、第一百五十九條の四、第一百七十二條、第一百八十五條、第一百九十條、第一百九十四條、第二百一十條、第二百一十條の十一、第二百一十條の二十二及び第二百十條第一項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス基準条例第二十七條第二項及び第四十八條第二項（新障害福祉サービス基準条例第五十五條、第六十條、第六十九條、第八十四條及び第八十七條において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第五十條第二項、新障害者支援施設基準条例第三十九條第二項、新地域活動支援センター基準条例第十六條第二項並びに新福祉ホーム基準条例第十四條第二項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- 6 この条例の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧設備運営基準条例」という。）第六十七條第一項第二号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十八條第三項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第六十八條第九項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十八條第十一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第八十二條第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第八十二條第二項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

附 則（令和三年七月二十日条例第二十四号）

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日条例第十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長である者で、改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十條第一項第四号イ若しくはロ、第三十八條第一項第四号イ若しくはロ、第五十九條第一項第四号イ若しくはロ、第九十三條第一項第四号イ若しくはロ又は第一百一十條第一項第四号イ若しくはロに掲げる資格を有するものは、それぞれ、改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十條第一項第四号イ若しくはロ、第三十八條第一項第四号イ若しくはロ、第五十九條第一項第四号イ若しくはロ、第九十三條第一項第四号イ若しくはロ又は第一百一十條第一項第四号イ若しくはロに掲げる資格を有する者とみなす。  
（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 3 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和五年三月十七日条例第六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定、第三条中認定こども園の認定の要件を定める条例第三条第一項並びに別表職員資格の項及び教育及び保育の内容の項の改正規定、第四条中児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条第二項、第七条第二項、第四十七條、第五十九條及び第七十三條第二項の改正規定、第五条中児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十四條の改正規定並びに第六条の規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第七条の

三（保育所に係るものを除く。以下この項において同じ。） ）、第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第四十一条の二（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二及び第八十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第五条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定入所施設基準条例」という。）第三十八条の二（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新設備運営基準条例第七条の三第一項、新指定通所支援基準条例第四十一条の二第一項及び新指定入所施設基準条例第三十八条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第七条の三第二項、新指定通所支援基準条例第四十一条の二第二項及び新指定入所施設基準条例第三十八条の二第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第七条の三第三項及び新指定通所支援基準条例第四十一条の二第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

- 3 新設備運営基準条例第七条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて同項に規定する自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
- 4 第三条の規定による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表管理運営等の項基準の欄第八号の規定の適用については、認定こども園において同号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。
- 5 新指定通所支援基準条例第四十一条の三第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二及び第八十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者等において同項に規定する自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

附 則（令和五年七月二十一日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行する。